

地区除外申請書

平成 年 月 日付通知に係る土地につき、平成 年
月 日以降にこれを転用するので、土地改良区から
除外されたく申請する。

令和 年 月 日

転用組合員（土地所有者・譲渡人）

住 所

氏 名

印

転用関係者（譲受人）

住 所

氏 名

印

庄内領用悪水路土地改良区理事長 殿

記

1. 案内図（住宅地図）・公図・盛土断面図・配置図・登記簿謄本の写・
農地転用許可申請書・転用届出書の写（農業委員会に提出書類）
2. 上記確認済地区担当役員・総代

印

3. 土 地

市 大	町 字	名 名	字 名	地 番	地目	転用面積	転用目的	転 用 予定日	土地所有者 氏 名
						m ²			

田 m² 筆
転用面積 畑 m² 筆
合計 m² 筆

地区除外処理規程による遵守事項（抜粋）

第3条

1. 土地改良施設の利用に害さないための工事を施行すること。
2. 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行な
うこと。
3. 排水放流をする時は、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み放流水によって将来公害が
生じた場合は責任を以ってこの解決をすること。
4. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。
5. 水路に対する汚物の投入禁止。
6. この土地改良区が施行する将来の事業に対する協力。
7. その他この土地改良区の用水確保及び保全に反しないこと。
8. 土地改良区の定款及び規約による事項を完全に履行し組合費その他の滞納があ
る場合は滞納金を全部納入すること。

注（1）転用に係る土地小作地である場合にあっては当該土地の小作者も転用関係
者として連署すること。
（2）転用目的については工場敷地、住宅地、倉庫敷地等の使用目的を記載する
こと。

尚、農地法の許可条件を遵守すること。